

株式会社高純度化学研究所における 公的研究費の管理・監査規程

(目的)

- 5 第1条 株式会社高純度化学研究所（以下「当社」という。）における公的研究費の適切な管理を図るため、「公的研究費の管理・監査規程」（以下「本規程」という。）を定める。

(定義)

- 10 第2条 本規程において「公的研究費」とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日、文部科学大臣決定平成26年改訂）に定める競争的資金等をいう。
- 2 本規程において「研究者等」とは、第2条1項の公的資金を利用する研究活動に関わるすべての研究職員、技術職員及び事務職員をいう。外部及び他の機関に所属する研究者も本規程の研究者等に含む。この場合は、本規程を遵守する旨の誓約書（添付1様式）を提出しなければならない。
- 15

(責任体制)

- 第3条 本規程の責任体制として「最高管理責任者」「統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」をおく。
- 20
- 2 「最高管理責任者」は、取締役（技術・知財担当）をもって充てる。該当する取締役がない場合は先端材料研究部部長をもって充てる。「最高管理責任者」は、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するよう努める。
- 25
- 3 「統括管理責任者」は、総務部部長（e-Rad機関事務担当部署長）をもって充てる。「統括管理責任者」は、最高管理責任者を補佐し、不正防止策の組織横断的な体制を統括する責任を負う。基本方針に基づき、当社全体の具体的な対策を策定・実施した後、実施状況を確認するとともに最高管理責任者に報告する。
- 30
- 4 「公的資金による研究費に係わるコンプライアンス推進責任者」は、公的資金を利用する「研究課題毎の機関リーダー」をもって充てる。「公的資金による研究費に係わるコンプライアンス推進責任者」は公的研究費の実質的な執行責任と権限を有する。
- 35
- 5 前4項の責任体制は当社ホームページ上で公表する。

(ルールの明確化・統一化)

- 第4条 公的研究費の管理及び事務手続きに関しては統括管理責任者が統括し、ルールの明確化及び統一的な運用を図るとともにルールと運用が実態と乖離していないかチェックし必要に応じ見直しを行う。
- 40
- 2 ルールの全体像を体系化し、公的研究費の運営・管理に関わるすべての従業員に周知する。

(関係者の意識向上)

第5条 公的研究費による研究開始時に、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に本規程及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を用いて教育する。

2 前項教育後に e-Learning等を実施することで理解度を深めさせる。

3 前2項実施後に公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に誓約書(添付1様式)に記名押印し統括管理責任者へ提出する。

(告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化)

第6条 公的研究費に関する社内外からの相談窓口及び通報窓口を営業部に設置し、これを当社ホームページ上に公表する。

2 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から一月以内に、コンプライアンス委員会において告発等の内容を調査する。なお、調査の実施に際し、調査方法、調査対象及び方法等については、最高管理責任者が、該当する資金配分機関及び関係省庁に報告、協議する。

3 該当する資金配分機関及び関係省庁が、当該事業に係る資料の提出または閲覧、現地調査、調査の進捗状況及び中間報告を求めた場合は調査終了前であっても応じる。

4 調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、告発等の受付から六月以内に、該当する資金配分機関及び関係省庁へ提出する。なお、調査過程であっても不正の事実が確認された場合には、速やかに認定し、該当する資金配分機関及び関係省庁に報告する。

5 告発等により被告発者が調査対象となった場合、被告発者が参画している研究課題の公的研究費の使用を一時的に停止し、再開は調査結果を受けて判断する。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第7条 統括管理責任者が指名した者は不正を発生させる要因の把握に努め、その要因に対する不正防止計画を策定するとともに、実情に応じ見直しを行う。

(公的研究費の適正な運営・管理活動)

第8条 物品を発注する前に社内帳票により研究者等の上長及び購買部門の確認及び承認を得ることとする。なお、高額な物品を発注する際は社内稟議とする。

2 発注業務は、研究者等が発行する社内帳票(または社内稟議により発注が承認された物品を含む)に基づき原則として購買部門が実施する。

3 公的資金で購入した物品の検収業務は原則として購買部門が実施するが、研究者等による検収を認める。この場合は購買部門に結果を連絡する。

4 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、有形成果物がある場合には成果物及び完了報告書等で検収を実施し、成果物がない場合には情報管理部門が立会いで確認することで検収を実施する。

- 5 換金性のある物品にかかわらず、公的研究費で購入した物品に関してはその旨を明示したラベルを貼付する。
- 6 公的研究費を使用して物品等を発注する業者に対して誓約書(添付2様式)の提出を求める。
- 5 7 不正な取引に関与した業者については取引を停止する。
- 8 公的研究費の旅費の執行に関しては、当社の就業規則の定めに従う。

(情報発信・共有化の推進)

- 10 第9条 相談窓口において公的研究費の使用に関するルール等について社内外からの相談を受け付ける。
- 2 公的研究費の管理・監査規程は当社ホームページ上で公表する。

(モニタリングのあり方)

- 15 第10条 最高管理責任者、統括管理責任者及び、公的資金による研究費に係わるコンプライアンス推進責任者の三者協議により、公的研究費を使用しない部門から選任された者で構成される「モニタリング委員会」を設置し、公的研究費の監査を実施する。

(補足)

- 20 第11条 本規程に定めるものの他、公的研究費の運営・管理・監査に関して必要な事項が発生した場合、本規程を改正する。
- 2 本規程の改正及び制定、施行(実施)は、経営会議の承認による。

(附則)

- 25 本規程は、2018(H30)年 6月26日より実施する。

(改版履歴)

- | | | |
|-----|---------------------|---------------------|
| 初版 | 制定：2017(H29)年 8月 1日 | 施行：2017(H29)年 8月15日 |
| 第2版 | 改正：2017(H29)年11月 7日 | 施行：2017(H29)年11月15日 |
| 第3版 | 改正：2018(H30)年 6月13日 | 施行：2018(H30)年 6月26日 |

30

年 月 日

部長 殿

所属： _____

5 氏名： _____

競争的資金等の公的研究費の使用に関する誓約書

私は、以下の研究を遂行するにあたり、「競争的資金等の
10 公的研究費の管理・監査規程」の内容を理解し遵守いたしま
す。また、競争的資金等の公的研究費の使用に関する説明責
任を自覚し、公正かつ効率的に使用するとともに、不正行為
を行わないことを誓います。規則等に違反して、不正を行っ
た場合は、機関や資金配分機関及び関係省庁の処分、法的な
15 責任を負担いたします。

競争的資金等の公的研究費の名称

20 研究課題名

年 月 日

株式会社 高純度化学研究所 殿

会社名： _____

5 所 属： _____

氏 名： _____

競争的資金等の公的研究費による納入品に関する誓約書

10 私は、以下の研究に係わる公的資金の使用により発注された物品類
の取引にあたり、「競争的資金等の公的研究費の管理・監査規程」の
内容を理解し遵守いたします。また、競争的資金等の公的研究費の使
用に係わる取引業者としての責任を自覚し、公正かつ効率的な活動を
遂行するとともに、不正行為を行わないことを誓います。規則等に違
15 反して、不正を行った場合は、機関や資金配分機関及び関係省庁の処
分、法的な責任を負担いたします。

競争的資金等の公的研究費の名称

20 _____

研究課題名
